

芸濃総合文化センター内アリーナの使用料（その１）

単位 円

時間区分			①	②	③
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
使用区分					
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,090	3,140	4,190
		その他の場合	4,190	6,280	8,380
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,280	9,420	12,570
		その他の場合	10,470	15,710	20,950
	営利又は宣伝を目的とする場合		20,950	31,420	41,900
	アリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 520		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200
剣道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	4,190
		その他の場合	3,140	4,190	8,380
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	12,570
		その他の場合	9,420	12,570	25,140
シャワー室	入場料等を徴収しない場合		1 人 1 回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1 人 1 回につき 200		
トレーニング室			1 人 1 回につき 200		
			1 箇月（一般会員）		1,040
			1 年（特別会員）		8,380

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)
 - (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1(午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数は、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

芸濃総合文化センター内アリーナの使用料（その２）

単位 円

時間区分			①	②	③
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
使用区分	会議室	入場料等を徴収しない場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
		入場料等を徴収する場合	1,880	2,510	2,760
		その他の場合	4,710	6,280	6,910
役員室		入場料等を徴収しない場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
		入場料等を徴収する場合	1,880	2,510	2,760
		その他の場合	4,710	6,280	6,910
来賓室		入場料等を徴収しない場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
		入場料等を徴収する場合	1,880	2,510	2,760
		その他の場合	4,710	6,280	6,910

〔備考〕

- 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 冷暖房時の使用料は、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。